

印西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(案) の概要

1 制定の経緯

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が導入されます。

事業を実施するためには、市町村が、設備及び運営に関する基準を、国の定める基準に従い、又は参酌して条例で定めることとされており、令和7年1月に国の基準(以下「内閣府令」という。)が公布されたことから、令和8年4月からの事業実施に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、内閣府令で示された基準を参考に市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

2 印西市内での乳児等通園支援事業の概要(案)について

事業目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること
事業開始予定	令和8年4月1日から
実施場所	公立保育所(1か所予定) 民間の保育所、認定こども園等のうち、事業実施を希望し、本条例の基準を満たし、認可を受けた施設
利用対象者	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用時間	月一定時間の利用可能枠(月10時間以上の内閣府令で定める時間上限)
利用・予約方法	保護者は、市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する予約システムを活用し、予約を行う。
利用内容	実施場所において、利用対象となる児童を、利用時間内でお預かりいたします。

3 条例の内容

＜条例制定の基本的な考え方＞

原則として、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準とするが、現行の千葉県の保育所等の認可基準が国基準を上回っている次の基準については、保育の質と安全面を考慮する観点から、千葉県の基準を適用するものです。

ア 設備の基準

乳児保育において、国の基準により乳児室（1.65 m²以上）のほか、ほふくの開始に伴い、ほふく室（3.3 m²以上）を確保する必要があるが、市の基準では、乳児の保育環境、安全面を鑑み、3.3 m²以上に統一したもの

国基準	市基準（案）
乳児室 1人につき <u>1.65 m²以上</u> ほふく室 1人につき 3.3 m ² 以上	乳児室 1人につき <u>3.3 m²以上</u> ほふく室 1人につき 3.3 m ² 以上

＜条例で定める基準＞

国の基準のうち、参酌すべき基準は次のとおりです。

項目
最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（職員に係る部分を除く。）、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準（調理設備に係る部分を除く。）、保護者との連絡、準用、電磁的記録

4 根拠法令

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

5 施行日

公布の日